

国外勤務者の健康診断早見表

！該当する健康診断の種類を必ずご確認ください！

国外勤務者	規程		国外勤務規程で定める国外勤務者の区分		渡航期間	健康診断の種類	受診時期		受診場所	実施機関	結果の提出
	Ⅲ-10（１） グループ国外勤務者の 健康診断に関する細則	(1) 国外 出張者	1)短期 国外出張者	業務のため国外に出張を命ぜられ、同一 国内に1ヶ月未満滞在する者	1か月未満	定期健康診断	4～9月（厳守）		日本	イーウェルまたは巡回健診	健診システムから自動報告 （受診医療機関→健保）
2)長期 国外出張者			業務のため国外に出張を命ぜられ、同一 国内に1ヶ月以上1年未満滞在する者	1か月以上6か月未満	定期健康診断	4～9月（厳守）		日本	イーウェルまたは巡回健診	同上	
				6か月以上1年未満	海外ドック	出張前	長期出張が決まり次第、速やかに受診する （6か月前から受診可）。	日本	城西病院または東京都予防医学協会	同上	
				出張後	長期出張から戻り、以後日本で働く場合、帰 国後速やかに受診する。	同上					
3)国外現場 研修出張者	会社が社員を対象に実施する研修 （OJT）のために出張する者	数日～6か月未満	定期健康診断	4～9月（厳守）		日本	イーウェルまたは巡回健診	同上			
規程		国外勤務規程で定める国外勤務者の区分		渡航期間	健康診断の種類	受診時期		受診場所	健診内容	結果の提出	
Ⅲ-10（２） グループ国外勤務者の 健康診断に関する細則	(2) 国外 駐勤者	国外駐勤者	原則として1年以上にわたる国外勤務を 命じられた者。なお、国外駐勤者に対して は、転属を発令する。	1年以上	海外ドック	駐勤前	海外駐勤が決まり次第、速やかに受診する （6か月前から受診可）。	日本	城西病院または東京都予防医学協会	健診システムから自動報告 （受診医療機関→健保）	
						駐勤後	国外駐勤が解除され、以後日本で働く場 合、帰国後速やかに受診する。				
					定期健康診断	駐勤中	4月～翌年3月（年1回の受診） 一時帰国の際に、日本で受診を推奨。帰国 の予定がない時は現地での受診を可とする。	日本/現地	日本でイーウェルの健康診断受診を推奨。 現地受診の場合は、会社指定の検査項 目を参照。	現地受診者は、所属長（またはチームリーダー） と健康保険組合へ、健診結果をメールで提出 （ml-kenshin@nx.n-koei.co.jp）	